会費に関する規程

公益社団法人発明協会

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条に基づき会員の会費に関して定める。

(会員の種別)

- 第2条 会員に、個人会員及び法人会員を置く。
 - 2 法人格のない団体は、前項に定める法人会員として取扱うものとする。
 - 3 個人会員は第1種及び第2種とし、法人会員は第1種、第2種、第3種及び第 4種とする。
 - 4 前項に定める種別の適用基準は別表の通りとする。

(会費)

第3条 会員の会費(年額)は、個人会員第1種は30,000円・第2種は10,000円とし、法人会員第1種は300,000円・第2種は100,000円・第3種は50,000円・第4種は30,000円とする。

(実施細則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める 公益認定を受けた日から施行する。

会員種別適用基準

会費に関する規程(以下「規程」という。)第2条第4項に定める別表及び同第3条 に定める会費は以下の通りとする。

	種別		会費区分	基準
会	個人	第1種	30,000 円	本会の役員又は本会の定款第5条に定める事 業に関し豊富な経験と高い見識を有する個人
		第2種	10,000 円	第1種以外のもの
	法人	第1種	300,000 円	当該法人の役員又は従業員が本会の役員であって、資本金 10 億円以上若しくは従業員1,000 人以上のもの又はこれに準ずるもの
		第2種	100,000 円	1) 当該法人の役員又は従業員が本会の役員 であって、第1種以外のもの 2)資本金10億円以上若しくは従業員1,000 人以上のもの又はこれに準ずるもの
		第3種	50,000 円	資本金1億円以上10億円未満若しくは従業員300人以上1,000人未満のもの又はこれに準ずるもの
		第4種	30,000 円	第1種、第2種及び第3種以外のもの